平成２６年（フ）第７０号
奈良市富雄元町１丁目３番１―102号
債務者　渡邉　義治
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７８号
奈良県生駒郡斑鳩町五百井１丁目４番31号
債務者　木村　隆宏
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１７号
鳥取県米子市三本松３丁目１番12号　102号
債務者　山本　昌賢
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８０号
広島市安佐南区祇園２丁目21番35―104号
債務者　玉木百合江
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７号
北九州市小倉南区徳吉東１丁目５番８号長行コーポ201
債務者　大谷　美紀
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９１号
北九州市若松区古前２丁目26番１号
債務者　永田　幸弘
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９３号
北九州市小倉北区片野４丁目20番21―302号
債務者　中島小夜子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１００号
北九州市小倉南区葛原高松１丁目１番８号
債務者　山部　普一
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０１号
北九州市小倉南区沼緑町１丁目２番28号
債務者　八田　友美
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６号
佐賀県佐賀市鍋島１丁目14番17号　トゥインクルアルディアＣ101
債務者　山口　怜奈（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
福島県いわき市江名字安竜212番地の５　安竜貸家101
債務者　小川　由味
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第２号
群馬県桐生市広沢町５丁目1735番地
債務者　新井　佳子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３号
群馬県桐生市広沢町５丁目1735番地
債務者　新井　　修
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第６６号
金沢市菊川１丁目28番18号　サアラ菊川102号、従前の住所金沢市東力町ハ264番地１
債務者　幸田みさ子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２号
長野県飯山市南町20番地20
債務者　塩崎　剛也
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
三重県鈴鹿市竹野２丁目１番８号　栄和ハイツ401号
債務者　岩切　勝久
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１号
三重県鈴鹿市磯山２丁目10番38号、住民票上の住所三重県鈴鹿市東磯山４丁目14番12号
債務者　山下いさ子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
津地方裁判所破産係